

令和2年6月2日

遊漁規則変更認可申請書

長野県知事 阿部 守一 様

長野県南佐久郡小海町大字豊里 756-14

南佐久南部漁業協同組合

代表理事組合長 笹崎 水樹



平成 25(2013)年 12 月 6 日付 長野県指令 25 園畜第 903 号の 1 で認可のあった内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

【添付書類】

1. 遊漁規則変更の理由書
2. 遊漁規則の新旧対照表
3. 遊漁規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

## 変更理由書

第7条 小中学生を無料にすることによって、釣りに行きやすくなり、河川に関心を示してほしいため

2 組合事務所移転に伴う住所の変更

南佐久南部漁業協同組合遊漁規則改正（案）新旧対照表

改正案	現行														
<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="662 1182 813 2105"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>前号に規定する額の2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2</p> <p>(1) 南佐久郡小海町大字豊里756-11 南佐久南部漁業協同組合事務所</p> <p>附則 この規則の変更は、<u>行政庁の認可を得た日（令和2年〇月〇日）</u>から<u>施行する。</u></p>	区分	遊漁料	中学生以下	無料	身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額	<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="662 156 861 1086"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>前号に規定する額の2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2</p> <p>(1) 南佐久郡小海町大字小海3981-1 南佐久南部漁業協同組合事務所</p>	区分	遊漁料	小学生以下の者	無料	中学生	500円	身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額
区分	遊漁料														
中学生以下	無料														
身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額														
区分	遊漁料														
小学生以下の者	無料														
中学生	500円														
身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額														



# 遊漁規則一部改正認可申請書

北中漁第10号  
令和2年6月10日

長野県知事 阿部 守 一 様

大町市大町 2763  
北安中部漁業協同組合  
代表理事組合長 長澤 正彦



内共第4号第5種共同漁業権 遊漁規則第7条第2項の一部改正をしたいの  
で、認可されたく申請します。

(添付書類)

- 1 遊漁規則
- 2 規則改正を議決した総代会の議事録謄本の写し
- 3 遊漁規則第7条第2項の新旧対照表
- 4 その他参考資料

## 行使規則・遊漁規則変更理由書

大町市大町 2763

北安中部漁業協同組合

代表理事組合長 長澤 正彦

釣り人が減少しています。

当漁協は、平成11年3月の時点で組合員は1,217名加入していましたが、令和2年3月末では879名と300名程の人が高齢化に伴う廃業で減少しました。

こういふ状況の中、当漁協でも小学生は無料というこゝで対応しています。市内の小学校には釣りクラブがあり顧問の先生はじめ、10名ほどが農具川を中心に活動しています。

近年では、他漁協に於いても、中学生・身体障害者を無料にしている傾向があります、そこで当漁協も中学生等に無料開放したいので申請します。

第2号議案

北安中部漁業協同組合、行使規則・遊漁規則の一部改正について

北安中部漁業協同組合内共第4号第5種

共同漁業権 遊漁規則第7条第2項 新旧対照表

改正後 (案)	現 行										
<p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="869 1198 1021 2027"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下及び身体障害者</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この規則は、平成26年1月1日施行する。(行政庁の認可：平成25年12月6日)</p> <p>この規則の変更は、行政庁の認可を得た日(令和2年 月 日)から施行する。</p>	区 分	遊 漁 料	中学生以下及び身体障害者	無 料	<p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="869 235 1117 1064"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>中学生及び身体障害者</td> <td>前号に規定する額の2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この規則は、平成26年1月1日施行する。(行政庁の認可：平成25年12月6日)</p>	区 分	遊 漁 料	小学生以下の者	無 料	中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額
区 分	遊 漁 料										
中学生以下及び身体障害者	無 料										
区 分	遊 漁 料										
小学生以下の者	無 料										
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額										



(様式第8号)

遊漁規則変更認可申請書

2 諏湖漁組第34号

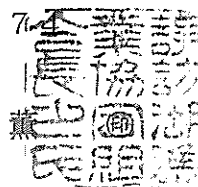
令和2年6月15日

長野県知事 阿部守一 殿

諏訪市渋崎1792-37

諏訪湖漁業協同組合

代表理事組合長 武居 薫



平成25年12月6日付長野県指令25園畜第903号の15で認可のあつた内共第5号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

(添付書類)

ア 変更の理由書

イ 変更遊漁規則

ウ 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

エ 当該漁業権に係る漁業権行使規則

1. 内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則第3条第1項

漁業権行使規則との整合をはかるとともに、諏訪湖における漁具漁法の行使実態を勘案した規則とする。

①なまず：「四ッ手網、大四ッ手網」

行使規則には規定されておらず、漁業者が行使できない漁法であるため遊漁規則から削除する。

②こい、ふな、なまず：「大四ッ手網」

設置する際には、河川占用手続上、地権者及び漁業権者の同意が条件とされるため、遊漁者が実施する実態にはない。

現在、2団体等が遊漁規則による許可を得て実施しているが、いずれも教育展示用で漁獲を目的としておらず、組合として教育展示用での設置については何ら異議を唱えるものではない。なお、設置には専門的な技術が必要であり、組合員が指導して設置しており、実態として組合の指導の下に実施されている。

また、条文から削除することにより、遊漁の許可及び遊漁料納付の必要性はなくなる。

③統数又は規模欄

2以下の項目番号繰り上げ、及び、「直針」→「直釣」の誤植を修正する。

2. 附則

変更を規定する条文を追加する。



諏訪湖漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則改正(案) 新旧対照表

改正(案)		現行	
<p>諏訪湖漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則 (漁具漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならぬ。</p>		<p>諏訪湖漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則 (漁具漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならぬ。</p>	
ア 魚種	イ 漁具漁法	ア 魚種	イ 漁具漁法
こい、ふな	投網、小四ツ手網、竿釣	こい、ふな、なます	投網、小四ツ手網、小四ツ手網、竿釣
わかさぎ	投網、小四ツ手網、竿釣、手釣	わかさぎ	投網、小四ツ手網、竿釣、手釣
おいかわ、うぐい、むろ、なます	投網、竿釣	おいかわ、うぐい、むろ	投網、竿釣
どじょう	うけ	どじょう	うけ
うなぎ	とめ針、直釣	うなぎ	とめ針、直釣
えび	竿釣	えび	竿釣
とんこはぜ	竿釣	とんこはぜ	竿釣
いわな、あまご、かじか	竿釣	いわな、あまご、かじか	竿釣
ウ 統数又は規模		ウ 統数又は規模	
1 投網、小四ツ手網、小四ツ手網、竿釣		1 投網、小四ツ手網、小四ツ手網、竿釣	
2 竿釣、手釣		2 竿釣、手釣	
3 うけ		3 うけ	
4 とめ針		4 とめ針	
5 直釣		5 直釣	

附則

1 この規則は平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可 平成25年12月6日)

2 この規則の変更は、行政庁の認可のあった日(令和 年 月 日)から、効力を生ずる。

附則

この規則は平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可 平成25年12月6日)



# 遊漁規則変更認可申請書

令和 2年 6月 8日

長野県知事 阿 部 守 一 殿

長野県松本市波田10098番地

波田漁業協同組合

代表理事組合長 稲 垣 富士夫



平成25年12月 6日長野県指令25園畜第903号の10で認可のあった、内共第4号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可して下さい。

## 添付書類

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 遊漁規則の変更理由書     | 1部 |
| 2. 遊漁規則変更条項の新旧対照表 | 1部 |
| 3. 通常総代会の議事録の写し   | 1部 |

※波田漁業協同組合：事務局  
長野県松本市波田10098番地  
松本市波田商工会 担当：麦 島  
TEL:92-2246 FAX:92-5999

# 内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の変更理由書

## 第7条第1号（遊漁料の額）の変更理由

令和元年10月の消費税率10%への税制改正が実施されたことへの対応をせず、平成28年8月に遊漁規則の変更承認を受けた遊漁料（年券4,200円・1日券1,050円）のまま、自助努力を重ね松本ICから近い立地を活かし、日帰りレジャーを兼ねた一般遊漁者へ提供してきている。

しかしながら、組合員の高齢化の進展により減少傾向に歯止めがかからないことや、消費税の増税や、輸入品の原材料価格の高騰により諸経費が値上げしてきたことにより、収益性の悪化が慢性化しているため、当組合の実施する増殖事業並びに漁場管理事業について、一般の遊漁者からも応分の負担を頂き、円滑な事業運営を図るため、遊漁料を変更する。

### ① 変更後の遊漁料

承認期間1年の遊漁料：組合員賦課金（2,000円）×2.2倍 4,400円

承認期間1日の遊漁料：上記年間券の4分の1 1,100円

### ②過去の遊漁料の変遷

種 別	H26.1～H28.12	H29.1～現在
承認期間1年の遊漁料	4,000円	4,200円
承認期間1日の遊漁料	1,000円	1,050円

## 内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の新旧対照表

改 正 前	改 正 後																		
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条第4項の規定により遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 竿釣・さで網・たも網・投網・やすによる遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">魚 種</th> <th style="width: 20%;">承認期間</th> <th style="width: 60%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うぐい かじか にじます</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">1,050円</td> </tr> <tr> <td>やまめ いわな</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) &lt;省&gt;</p>	魚 種	承認期間	遊漁料	うぐい かじか にじます	1 日	1,050円	やまめ いわな	1 年	4,200円	<p>【同 左】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">魚 種</th> <th style="width: 20%;">承認期間</th> <th style="width: 60%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うぐい かじか にじます</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;"><u>1,100円</u></td> </tr> <tr> <td>やまめ いわな</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;"><u>4,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) &lt;省&gt;</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;省&gt;</li> <li>2. &lt;省&gt;</li> <li>3. <u>この規則の一部変更は、令和3年1月1日（令和2年 月 日：行政庁の認可の日）から施行する。</u></li> </ol>	魚 種	承認期間	遊漁料	うぐい かじか にじます	1 日	<u>1,100円</u>	やまめ いわな	1 年	<u>4,400円</u>
魚 種	承認期間	遊漁料																	
うぐい かじか にじます	1 日	1,050円																	
やまめ いわな	1 年	4,200円																	
魚 種	承認期間	遊漁料																	
うぐい かじか にじます	1 日	<u>1,100円</u>																	
やまめ いわな	1 年	<u>4,400円</u>																	



漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和2年6月22日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合

代表理事組合長 荒井久雄

令和元年10月10日付長野県指令元園畜第713号で認可のあった北信漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

## 変更理由書

現在の遊漁料は平成 10 年に改定したもので、約 20 年間値上げをせずにきましたが、その間 2 回の消費税の増税があり、放流用の種苗代が値上がりし、放流・漁場管理等に係る経費も増え、漁協の経営努力だけでは吸収しきれなくなり、釣りを楽しんで頂くための自主放流を維持することが困難になってきました。

そこで、自主放流を維持できるよう、遊漁者にも負担をお願いしたく、遊漁料を現行料金の約 2 割値上げするよう、北信漁業協同組合内共第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を変更したい。

北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

(下線部分が、今回変更箇所)

改正案		現行																											
北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 令和3年3月1日施行(行政庁の認可日 令和 年 月 日)		北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 令和2年3月1日施行(行政庁の認可日 令和元年10月10日)																											
<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あ ゆ</td> <td>1日</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td>1日</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>		魚種	承認期間	遊漁料	あ ゆ	1日	1,400円	1年	7,800円	あゆ以外の魚種	1日	1,200円	1年	6,000円	<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あ ゆ</td> <td>1日</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>		魚種	承認期間	遊漁料	あ ゆ	1日	1,200円	1年	6,500円	あゆ以外の魚種	1日	1,000円	1年	5,000円
魚種	承認期間	遊漁料																											
あ ゆ	1日	1,400円																											
	1年	7,800円																											
あゆ以外の魚種	1日	1,200円																											
	1年	6,000円																											
魚種	承認期間	遊漁料																											
あ ゆ	1日	1,200円																											
	1年	6,500円																											
あゆ以外の魚種	1日	1,000円																											
	1年	5,000円																											
<p>附則2 この規則の変更は、令和3年3月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p>		<p>(追加)</p>																											

漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和2年6月22日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合

代表理事組合長 荒井久雄

令和元年10月10日付長野県指令元園畜第713号で認可のあった北信漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本



## 変更理由書

現在の遊漁料は平成 10 年に改定したもので、約 20 年間値上げをせずにきましたが、その間 2 回の消費税の増税があり、放流用の種苗代が値上がりし、放流・漁場管理等に係る経費も増え、漁協の経営努力だけでは吸収しきれなくなり、当漁協の主な漁場である、内共第 2 号の自主放流を維持することが困難になってきました。

そこで、遊漁者にも負担をお願いしたく、遊漁料を現行料金の約 2 割値上げするよう、北信漁業協同組合内共第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を変更するのに併せ、管内の遊漁料が同額になるよう、北信漁業協同組合内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則（池尻川）の一部を変更したい。

北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 (池尻川) 新旧対照表

(下線部分が、今回変更箇所)

改正案	現行																		
<p>北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 池尻川 令和 3 年 3 月 1 日施行(行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1" data-bbox="598 1153 726 2094"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな</td> <td>1 日</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 年</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>附則 2 この規則の変更は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p>	魚種	承認期間	遊漁料	こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな	1 日	1,200円		1 年	6,000円	<p>北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 池尻川 令和 2 年 3 月 1 日施行(行政庁の認可日 令和元年 10 月 10 日)</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。</p> <p>(2) 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1" data-bbox="598 156 726 1086"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな</td> <td>1 日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	魚種	承認期間	遊漁料	こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな	1 日	1,000円		1 年	5,000円
魚種	承認期間	遊漁料																	
こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな	1 日	1,200円																	
	1 年	6,000円																	
魚種	承認期間	遊漁料																	
こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな	1 日	1,000円																	
	1 年	5,000円																	

(別紙)

## 遊漁料の審査基準について

### (1) 共通事項

#### ア 承認期間1年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の2.8倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.8倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の2.2倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.2倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

#### イ 承認期間1日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の4分の1以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の4分の1を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

### (2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、令和2年3月3日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。

長野県漁業調整規則新旧対照表

改正案	現行
<p>長野県漁業調整規則</p> <p>令和2年月日 規則第号</p> <p>長野県漁業調整規則をここに公布する。 長野県漁業調整規則</p> <p>長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 水産動物の採捕の許可（第3条—第18条）</p> <p>第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第19条—第27条）</p> <p>第4章 雑則（第28条—第30条）</p> <p>第5章 罰則（第31条—第34条）</p> <p>附則</p>	<p>長野県漁業調整規則</p> <p>昭和45年5月25日 規則第35号</p> <p>長野県漁業調整規則をここに公布する。 長野県漁業調整規則</p> <p>長野県漁業調整規則（昭和27年長野県規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 水産動物の採捕の許可（第5条—第21条）</p> <p>第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第22条—第33条）</p> <p>（新設）</p> <p>第4章 罰則（第34条—第37条）</p> <p>附則</p>
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、長野県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまって、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。</p>
<p>（削る）</p>	<p>（書類の提出部数及びその経由）</p> <p>第2条 この規則の規定に基づいてする届出、申請又は願の提出部数は、正副2部とする。</p> <p>2 前項に規定する書類は、その住所を所管する地域振興局長を経由しなければならぬ。ただし、県内に住所を有しない者にあつては、直接知事に提出することができる。</p>
<p>（代表者の届出）</p>	<p>（代表者の届出）</p>

第2条 法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定した者又は変更した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、代表者選定届（様式第1号）又は代表者変更届（様式第2号）を提出して行うものとする。

（新設）

（新設）

（漁業権等に関する申請）

第4条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出して行うものとする。

(1) 漁業法第8条第6項又は同条第7項の規定による認可の申請 漁業権（入漁権）行使規則認可申請書（様式第3号）又は漁業権（入漁権）行使規則変更（廃止）認可申請書（様式第4号）

(2) 漁業法第10条又は第22条第1項の規定による免許の申請 漁業権免許申請書（様式第5号）又は漁業権分割（変更）免許申請書（様式第6号）

(3) 漁業法第129条第1項又は同条第3項の規定による認可の申請 遊漁規則認可申請書（様式第7号）又は遊漁規則変更認可申請書（様式第8号）

2 前項の規定による申請書には、その申請の区分に従い、次の各号に掲げる関係書類を添えなければならない。

(1) 漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

ア 漁業権（入漁権）行使規則

イ 当該規則の制定を議決した総会の議事録謄本（抄本）

ウ 漁業法第8条第3項又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第17条第2項の規定に該当するときは、当該条項に規定する同意書の謄本

エ 共有漁業権に係るものにあつては、共有者間の漁業権の管理及び行使に関する協定書の謄本

オ 入漁権行使規則の場合は、漁業法第44条に規定する書面の謄本

(2) 漁業権（入漁権）行使規則変更（廃止）認可申請書

ア 変更（廃止）の理由書

- イ 変更の場合は、変更漁業権（入漁権）行使規則
- ウ 当該規則の変更（廃止）を議決した総会の議事録謄本（抄本）
- エ 漁業法第8条第7項で準用する同条第3項の規定又は水産業協同組  
合法第17条第2項の規定に該当するときは、当該条項に規定する同意  
書の謄本
- オ 共有漁業権に係るものにあつては、共有者間の漁業権の管理及び行  
使に関する協定書の謄本
- カ 入漁権行使規則の変更の場合は、漁業法第44条に規定する書面の謄  
本
- (3) 漁業権免許申請書
  - ア 漁業法第14条に規定する免許についての適格性を有することを証す  
る書類
  - イ 法人にあつては、法令又は定款等の規定により、当該漁業権の設定  
を議決した総会等の議事録謄本（抄本）
  - ウ 漁業法第13条第1項第4号に規定する同意を必要とするものにあつ  
ては、当該同意を証する書類
  - エ 漁業法第8条第1項又は第129条第1項の規定により、当該漁業権に  
係る漁業権行使規則又は遊漁規則を制定するものにあつては、当該漁  
業権行使規則及び遊漁規則
  - オ 共有漁業権に係るものにあつては、共有者間の漁業権の管理及び行  
使に関する協定書の謄本
- (4) 漁業権分割（変更）免許申請書
  - ア 分割（変更）の理由書
  - イ 分割（変更）の内容を記載した書類及び図面
  - ウ 法人にあつては、法令又は定款等の規定により、当該漁業権の分割  
（変更）を議決した総会等の議事録謄本（抄本）
  - エ 漁業法第30条第1項に規定する同意を必要とするものにあつては、  
当該同意を証する書類
  - オ 当該漁業権の分割（変更）に伴つて、漁業法第8条第1項又は第129  
条第1項の規定による漁業権行使規則又は遊漁規則を変更するものに  
あつては、当該変更漁業権行使規則又は変更遊漁規則
  - カ 共有漁業権に係るものにあつては、共有者間の漁業権の管理及び行  
使に関する協定書の謄本

<p>(5) 遊漁規則認可申請書</p> <p>ア 遊漁規則</p> <p>イ 当該規則の制定を議決した総会（総代会）の議事録謄本（抄本）</p> <p>ウ 漁業法第8条第1項の規定による当該漁業権に係る漁業権行使規則</p> <p>エ 遊漁料の計算書</p> <p>(6) 遊漁規則変更認可申請書</p> <p>ア 変更の理由書</p> <p>イ 変更遊漁規則</p> <p>ウ 当該規則の変更を議決した総会（総代会）の議事録謄本（抄本）</p> <p>エ 遊漁についての制限の範囲に係る変更にあつては、漁業法第8条第1項の規定による当該漁業権に係る漁業権行使規則</p> <p>オ 遊漁料の額に係る変更にあつては、遊漁料の計算書</p>	
<p>第2章 水産動物の採捕の許可</p> <p>(水産動物の採捕の許可)</p> <p>第5条 次に掲げる漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の規定による遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 角塚漁法</li> <li>(2) 瀬付漁法</li> <li>(3) 箱伏漁法（ろうやを用いるものを含む。）</li> <li>(4) やす漁法</li> <li>(5) 刺網漁法</li> <li>(6) ごろびぎ漁法</li> <li>(7) 西手網漁法（間口3メートル以上の四手網を用いるものに限る。）</li> <li>(8) 漬柴漁法</li> <li>(9) 釜漁法（網釜を用いるものを含む。）</li> </ol>	<p>第2章 水産動物の採捕の許可</p> <p>(水産動物の採捕の許可)</p> <p>第3条 次に掲げる漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 角塚漁法</li> <li>(2) 瀬付漁法</li> <li>(3) 箱伏漁法（ろうやを用いるものを含む。）</li> <li>(4) やす漁法</li> <li>(5) 刺網漁法</li> <li>(6) ごろびぎ漁法</li> <li>(7) 西手網漁法（間口3メートル以上の四手網を用いるものに限る。）</li> <li>(8) 漬柴漁法</li> <li>(9) 釜漁法（網釜を用いるものを含む。）</li> </ol>

<p>(10) 大型やな漁法 (小型やな漁法以外のやな漁法)</p> <p>(11) 小型やな漁法 (間口3メートル以下、占有水面積1,653平方メートル以内、工作物のそでは、<u>竿棹</u>を使用しないやな(す落し及び押やなを含む。)を用いる漁法)</p> <p>(12) 石塚漁法</p> <p>(13) す建漁法</p> <p>(14) <u>せき四手網漁法</u></p> <p>(15) <u>地びき網漁法</u></p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>(1) <u>法第60条第1項の漁業権又は法第105条の組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合</u></p> <p>(2) <u>法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</u></p>	<p>(10) 大型やな漁法 (小型やな漁法以外のやな漁法)</p> <p>(11) 小型やな漁法 (間口3メートル以下、占有水面積1,653平方メートル以内、工作物のそでは、<u>竿棹</u>を使用しないやな(す落し及び押やなを含む。)を用いる漁法)</p> <p>(12) 石塚漁法</p> <p>(13) す建漁法</p> <p>(14) <u>せき四手網漁法</u></p> <p>(15) <u>地びき網漁法</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(許可の申請)</p> <p>第4条 前条第1項の許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、<u>漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>漁法の種類</u></p> <p>(3) <u>採捕する区域、期間及び水産動植物の種類</u></p> <p>(4) <u>漁具の数及び規模</u></p> <p>(5) <u>使用する船舶の名称及び漁船登録番号</u></p> <p>(6) <u>採捕に従事する者の氏名及び住所</u></p> <p>(7) <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、<u>採捕の許可をすることができる。</u></p> <p>要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第6条 前条の規定による水産動物の採捕の許可(以下「採捕の許可」という。)の申請は、<u>採捕許可申請書(様式第9号)</u>を提出して行なうものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることがある。</p>
<p>(許可をしない場合)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者である場合又は漁業調整のため必要があると認める場合は、<u>採捕の許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守すること</u></p>	<p>(新設) ※旧第18条</p>



<p>が見込まれない者。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなく、なった日から5年を経過しない者（第4号において「暴力団員等」という。）</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。</p> <p>2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、当該申請者による理由を文書をもって通知し、公開により、当該申請者又はその代理人から当該事案について意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p>	<p>(新設) ※旧第11条及び第20条</p>
<p>(許可の条件)</p> <p>第6条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。</p>	<p>(許可の有効期間)</p> <p>第7条 採捕の許可の有効期間は、1年とする。</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p>

<p>(許可の失効)</p> <p>第8条 採捕の許可を受けた者が、死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p>	<p>がある。</p> <p>(新設) ※旧第21条</p>
<p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 知事は、採捕の許可を受けた者が当該許可を受けた日から6か月間当該許可に係る漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の見解を聴いて、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第11条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第3条第1項各号に掲げる漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。</p>	<p>(新設) ※旧第19条</p>
<p>(適格性の喪失等による許可の取消し等)</p> <p>第10条 知事は、採捕の許可を受けた者が第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。</p> <p>2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。</p>	<p>(新設) ※旧第19条及び第20条</p>
<p>(公益上の必要による許可の取消し等)</p> <p>第11条 知事は、漁業調整その他公益上必要があるとき、内水面</p>	<p>(新設) ※旧第19条及び第20条</p>

<p>漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>2. 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p>	<p>(許可証の交付)</p> <p>第8条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に採捕許可証（様式第10号）を交付する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(許可証の交付)</p> <p>第12条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</p> <p>(4) 許可の有効期間</p> <p>(5) 条件</p> <p>(6) その他参考となるべき事項</p>	<p>(許可証の携帯義務等)</p> <p>第9条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁法により水産動物を採捕するときは、前条の許可証（以下「許可証」という。）を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定による許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を知事に提出中である者が、当該許可に係る漁法により水産動物の採捕をするときは、知事がその記載内容が許可証の内容と同一であり、かつ、当該許可証を知事に提出中であることを証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p>
<p>(許可証等の譲渡又は貸与の禁止)</p> <p>第10条 許可証及び許可証の写しは、譲渡し、又は貸与してはならない。</p>	<p>(許可証等の譲渡又は貸与の禁止)</p> <p>第10条 許可証及び許可証の写しは、譲渡し、又は貸与してはならない。</p>

<p>写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(削る) ※第7条第1項に記載</p>	<p>(許可の制限又は条件) 第11条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(許可の内容に違反する採捕の禁止) 第12条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕区域又は場所、採捕期間並びに漁具の規模及び数をいう。以下同じ。)に違反して水産動物を採捕してはならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(許可の内容の変更の許可) 第13条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定による許可の申請は、採捕許可変更申請書(様式第12号)に許可証を添えて提出して行なうものとする。 3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による許可の場合について準用する。</p>
<p>(許可証の書換え交付の申請) 第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第17条第1号から第3号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書により、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 漁法の種類 (3) 許可を受けた年月日及び許可番号 (4) 書換えの内容 (5) 書換えを必要とする理由 (削る)</p>	<p>(許可証の書換え交付の申請) 第14条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 2 前項の規定による申請は、採捕許可証書換え交付申請書(様式第13号)に許可証を添えて提出して行なうものとする。</p>

<p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第16条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。 (削る)</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第17条 知事は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定により条件を付けたとき。</p> <p>(2) 第11条第2項の規定により許可を変更したとき。</p> <p>(3) 第12条第1項の規定により許可を変更したとき。</p> <p>(4) 第16条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p>	<p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2. 前項の規定による申請は、採捕許可証再交付申請書(様式第14号)に、亡失した場合にあつてはその理由を記載した書類を、き損した場合にあつてはき損した許可証を添えて提出して行なうものとする。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第16条 知事は、次に掲げる各号の一に該当するときは、許可証を書換え交付し、又は再交付する。</p> <p>(1) 第13条の規定による許可をしたとき。</p> <p>(2) 第14条又は前条の規定による申請のあつたとき。</p> <p>(3) 第20条第1項の規定により採捕の許可の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。</p> <p>(新設)</p>
<p>(許可証の返納)</p> <p>第18条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。</p>	<p>(許可証の返納)</p> <p>第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、遅滞なく許可証を知事に返納しなければならない。前条第3号の規定により許可証の書換え交付を受けた場合における従前の許可証についても、また同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、その理由を付して採捕許可証返納経過届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて設立した法人又は清算人が前2項の規定による手続をしなければならない。</p>
<p>(削る) ※第5条に記載</p>	<p>(許可をしない場合)</p> <p>第18条 知事は、次に掲げる各号の一に該当する場合は、採捕の許可をしない。</p>

- (1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くものであるとき。
- (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。
- 2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開により、当該申請者又はその代理人から当該事案について意見を聴取しなければならぬ。この場合において、当該申請者又はその代理人は証拠を提出することができる。
- 3 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

(許可の取消し)

- 第19条 知事は、採捕の許可を受けた者が、前条第1項第1号の規定に該当することとなつたときは、その採捕の許可を取り消すものとする。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可を取り消すことがある。
- (1) 採捕の許可を受けた者が、許可を受けた日から6か月間、当該許可に係る漁法による水産動物の採捕をしないとき。
- (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。
- (3) 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づき処分に違反したとき。
- 3 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第1項第1号の規定による処分又は漁業法第67条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により水産動物の採捕を停止した期間は、前項第1号の期間に算入しない。
- 4 第2項第3号の規定により採捕の許可を取り消す場合は、当該違反者に係るすべての採捕の許可について行うことがある。
- 5 知事は、第1項及び第2項の規定により採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該取消しに係る聴聞の期日における審理を公開により行われなければならない。

(許可の内容の変更等)

- 第20条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、又は採捕を停止させることがある。

(削る) ※第7条、第10条～12条に変更・再編

(削る) ※第7条、第10条～12条に変更・再編

<p>る。</p> <p>(1) <u>漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づき処分を違反したとき。</u></p> <p>2 <u>前項第2号の規定により処分する場合は、当該違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。</u></p> <p>3 <u>知事は、第1項の規定による処分を行うときは、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>第19条第5項の規定は、第1項の規定により処分する場合について準用する。</u></p>	
<p>(許可の失効)</p> <p>第21条 <u>採捕の許可を受けた者が、死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</u></p>	
<p>第3章 <u>水産資源の保護培養及び漁業取締り等</u></p>	
<p>(新設) <u>※旧第27条第2項</u></p>	<p><u>(保護水面における採捕の禁止)</u></p> <p>第19条 <u>何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、全ての水産動植物を採捕してはならない。</u></p>

保護水面の区域	禁止期間
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域	1月1日から4月30日まで
基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川の左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川の右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点3 諏訪市大字上諏訪字波崎1792番に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖の護岸堤の基部に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	

(有害物の遺棄漏せつの禁止)  
 第22条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。  
 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対してその除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。  
 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)  
 第23条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に規定する期間は、これを採捕してはならない。

(削る) ※第27条に記載

(禁止期間)  
 第20条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。



水産動物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月31日 まで
いわな	10月1日から翌年2月 15日まで
やまめ	10月1日から翌年2月 15日まで
あまご(地方名称あめの うお、たなびら)	10月1日から翌年2月 15日まで
木崎ます	9月15日から翌年3月 31日まで
さけ	1月1日から12月31日 まで
鱒河性ます	1月1日から12月31日 まで
かじか	3月1日から5月15日 まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第21条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

名称	禁止期間
あゆ	1月1日から5月31日 まで
いわな	10月1日から翌年2月 15日まで
やまめ	10月1日から翌年2月 15日まで
あまご(地方名称あめの うお、たなびら)	10月1日から翌年2月 15日まで
木崎ます	9月15日から翌年3月 31日まで
さけ	1月1日から12月31日 まで
さく河性ます	1月1日から12月31日 まで
かじか	3月1日から5月15日 まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第24条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
いわな	全長 15 センチメートル以下
やまめ	全長 15 センチメートル以下
あまご(地方名称 あめのうお、たな びら)	全長 15 センチメートル以下
木崎ます	全長 15 センチメートル以下
にじます	全長 15 センチメートル以下
ひがい	全長 10 センチメートル以下
うぐい	全長 10 センチメートル以下
こい	全長 18 センチメートル以下。 ただし、下伊那郡天龍村平岡の 平岡発電所平岡ダムから下流 の天竜川においては、全長 20 センチメートル以下
ふな	全長 10 センチメートル以下
うなぎ	全長 30 センチメートル以下
おいかわ	全長 8 センチメートル以下
たんがい	殻長 15 センチメートル以下

2 何人も、かじか、さけ及び鱒河性ますの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(禁止漁法)

第22条 何人も、次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電気を通じてする漁法
- (2) 鵜縄を用いてする漁法
- (3) 鵜飼漁法
- (4) 石こじ漁法
- (5) 礮漬漁法(礮伏漁法を含む。)
- (6) 川半漁法
- (7) 石うち漁法(はんまうち漁法を含む。)
- (8) 潜水してする漁法

名称	大きさ
いわな	全長 15 センチメートル以下
やまめ	全長 15 センチメートル以下
あまご(地方名称 あめのうお、たな びら)	全長 15 センチメートル以下
木崎ます	全長 15 センチメートル以下
にじます	全長 15 センチメートル以下
ひがい	全長 10 センチメートル以下
うぐい	全長 10 センチメートル以下
こい	全長 18 センチメートル以下。 ただし、下伊那郡天龍村平岡の 平岡発電所平岡ダムから下流 の天竜川においては、全長 20 センチメートル以下
ふな	全長 10 センチメートル以下
うなぎ	全長 30 センチメートル以下
おいかわ	全長 8 センチメートル以下
たんがい	殻長 15 センチメートル以下

2 かじか、さけ及びさく河性ますの放産した卵は、これを採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(禁止漁法)

第25条 次に掲げる漁法によつて水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電気を通じてする漁法
- (2) 鵜縄を用いてする漁法
- (3) 鵜飼漁法
- (4) 石こじ漁法
- (5) 礮漬漁法(礮伏漁法を含む。)
- (6) 川半漁法
- (7) 石うち漁法(はんまうち漁法を含む。)
- (8) 潜水してする漁法

- (9) 水中銃 (もりを含む。) を用いてする漁法  
 (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁法

(漁具の制限)

第23条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動植物を採捕する場合は、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならぬ。

漁具	範囲
網漁具(わかさぎ採捕用網漁具、はぜ類採捕用四手網及び三日月網を除く。)	網目こま12ミリメートル(13節)以上。ただし、諏訪湖においては、網目こま13ミリメートル(12節)以上
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま5.5ミリメートル(28節)以上
はぜ類採捕用四手網	網目こま3ミリメートル(51節)以上
三日月網	網目こま3ミリメートル(51節)以上
しじみ採捕用網漁具	目合9ミリメートル以上

(禁止区域)

第24条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 信濃川 (千曲川) 飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (2) 信濃川 (千曲川) 東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (3) 信濃川 (千曲川) 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域
- (4) 信濃川 (千曲川) 南佐久郡久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (5) 信濃川 (千曲川) 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域
- (6) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90

- (9) 水中銃 (もりを含む。) を用いてする漁法  
 (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁法

(漁具の制限)

第26条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動植物を採捕する場合には、当該漁具は、それぞれ同表右欄に規定する範囲内のものでなければならぬ。

名称	範囲
網漁具(わかさぎ採捕用網漁具、はぜ類採捕用四手網及び三日月網を除く。)	網目こま12ミリメートル(13節)以上。ただし、諏訪湖においては、網目こま13ミリメートル(12節)以上
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま5.5ミリメートル(28節)以上
はぜ類採捕用四手網	網目こま3ミリメートル(51節)以上
三日月網	網目こま3ミリメートル(51節)以上
しじみ採捕用網漁具	目合9ミリメートル以上

(禁止区域)

第27条 次の各号に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 信濃川 (千曲川) 飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (2) 信濃川 (千曲川) 東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (3) 信濃川 (千曲川) 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域
- (4) 信濃川 (千曲川) 南佐久郡久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (5) 信濃川 (千曲川) 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域
- (6) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流

メートル下流 90 メートルに至る区域

(7) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流 90  
メートル下流 90 メートルに至る区域

(8) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流 90  
メートル下流 90 メートルに至る区域

(9) 犀川 長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流 180 メートル  
下流 365 メートルに至る区域

(10) 犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110  
メートルに至る区域

(11) 犀川 松本市安曇の梓川頭首工から上流 150 メートル下流 150 メートル  
に至る区域

(12) 犀川 松本市安曇の霞沢発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メ  
ートルに至る区域

(13) 農具川 大町市平のトチス橋から、木崎湖への流入点より上流 250 メ  
ートルの地点までの区域

(14) 稲尾沢川 大町市平の境橋から上流 200 メートル下流 2,100 メートル  
に至る区域

(15) 奈良井川 松本市大字島立の長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良区  
用水取水堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域

(16) 姫川 北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流 365 メー  
トル下流 455 メートルに至る区域

(17) 姫川 北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上  
流 90 メートル下流 90 メートルに至る区域

(18) 天竜川 下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダム上流 330 メートル  
から放水路下流 130 メートルに至る区域

(19) 天竜川 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流 300 メートル  
下流 670 メートルに至る区域

(20) 天竜川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流 55 メートル下流 275  
メートルに至る区域

(21) 天竜川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流 55 メートル下流  
275 メートルに至る区域

(22) 天竜川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰堤から上流 55 メー  
トル下流 180 メートルに至る区域

(23) 三峰川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流 110 メー  
トル下流 110 メートルに至る区域

(24) 三峰川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流 100 メートル下流 100 メ

90 メートル下流 90 メートルに至る区域

(7) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流  
90 メートル下流 90 メートルに至る区域

(8) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流  
90 メートル下流 90 メートルに至る区域

(9) 犀川 長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流 180 メートル  
下流 365 メートルに至る区域

(10) 犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流 110 メートル下流  
110 メートルに至る区域

(11) 犀川 松本市安曇の梓川頭首工から上流 150 メートル下流 150 メートル  
に至る区域

(12) 犀川 松本市安曇の霞沢発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110  
メートルに至る区域

(13) 農具川 大町市平のトチス橋から、木崎湖への流入点より上流 250  
メートルの地点までの区域

(14) 稲尾沢川 大町市平の境橋から上流 200 メートル下流 2,100 メートル  
に至る区域

(15) 奈良井川 松本市大字島立の長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良  
区用水取水堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域

(16) 姫川 北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流 365 メー  
トル下流 455 メートルに至る区域

(17) 姫川 北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから  
上流 90 メートル下流 90 メートルに至る区域

(18) 天竜川 下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダム上流 330 メートル  
から放水路下流 130 メートルに至る区域

(19) 天竜川 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流 300 メートル  
下流 670 メートルに至る区域

(20) 天竜川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流 55 メートル下流  
275 メートルに至る区域

(21) 天竜川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流 55 メートル下  
流 275 メートルに至る区域

(22) 天竜川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰堤から上流 55 メ  
ートル下流 180 メートルに至る区域

(23) 三峰川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流 110 メー  
トル下流 110 メートルに至る区域

(24) 三峰川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流 100 メートル下流 100

一トルに至る区域

- (25) 三峰川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流 100 メートル下流 100  
メートルに至る区域
- (26) 横川川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流 200 メートル下  
流 300 メートルに至る区域
- (27) 木曾川 木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流 110 メート  
ル下流 110 メートルに至る区域
- (28) 木曾川 木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流 110 メート  
ル下流 110 メートルに至る区域
- (29) 木曾川 木曾郡木曾町福島 of 寝覚発電所堰堤から上流 110 メートル下  
流 110 メートルに至る区域
- (30) 木曾川 木曾郡木曾町日義の新開発電所堰堤から上流 110 メートル下  
流 110 メートルに至る区域

(削る)

- (31) 王滝川 木曾郡木曾町三岳の常磐発電所常磐ダムから上流 90 メートル  
下流 275 メートルに至る区域

(削る) ※第 20 条に記載

メートルに至る区域

- (25) 三峰川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流 100 メートル下流 100  
メートルに至る区域
- (26) 横川川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流 200 メートル下  
流 300 メートルに至る区域
- (27) 木曾川 木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流 110 メート  
ル下流 110 メートルに至る区域
- (28) 木曾川 木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流 110 メート  
ル下流 110 メートルに至る区域
- (29) 木曾川 木曾郡木曾町福島 of 寝覚発電所堰堤から上流 110 メートル下  
流 110 メートルに至る区域
- (30) 木曾川 木曾郡木曾町日義の新開発電所堰堤から上流 110 メートル下  
流 110 メートルに至る区域
- (31) 王滝川 木曾郡木曾町三岳の寝覚発電所堰堤から上流 90 メートル下  
流 275 メートルに至る区域

- (32) 王滝川 木曾郡木曾町三岳の常磐発電所常磐ダムから上流 90 メート  
ル下流 275 メートルに至る区域

2. 水産資源保護法第 15 条第 1 項の規定により指定された次の表の左欄に掲  
げる保護水面の区域においては、同表右欄に掲げる期間中水産動植物を採  
捕してはならない。

区域	期間
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域	1月1日から4月30日まで
基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池 1_978番地先の上川の左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田 2_188番地先の上川の右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎 1_792番に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡 1_201番地先の上諏訪湖の護岸堤の基部に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	

3 知事は、前2項に規定する区域には、禁漁区の標識（様式第16号）を掲示するものとする。

(削る)

(瀬河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)  
第25条 瀬河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、その通路の幅の5分の1以上を開通しなければならない。

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第26条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。  
2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。  
3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の適用を受ける者については、適用しない。

(さく河性魚類の通路を遮断して行なう採捕の制限)

第28条 さく河性魚類の通路を遮断して水産動植物を採捕するときは、その通路の幅の5分の4以上を遮断してはならない。

(新設) ※旧第22条

<p>(移殖の制限)</p> <p>第29条 次に掲げる水産動物(卵を含む)を移殖してはならない。ただし、漁業権の対象となつてゐる水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移殖する場合及び移殖について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) アメリカザリガニ</p> <p>(2) 雷魚(カムルチー、たいわんどじようその他のタイワンジョウウ属の魚をいう。)</p>	
<p>(削る)</p> <p>第30条 前条の規定による許可の申請は、移殖許可申請書(様式第17号)を提出して行うものとする。</p> <p>2 知事は前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</p> <p>3 知事は、前条の許可をしたときは、申請者に、移殖許可証(様式第17号の2)を交付する。</p> <p>4 知事は、前条の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>5 前条の許可を受けた者は、当該許可に係る移殖の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 前条の許可を受けた者は、移殖許可証に記載された事項に違反して移殖してはならない。</p> <p>7 前条の許可を受けた者が、移殖許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第1項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替へるものとする。</p> <p>9 前条の許可を受けた者は、当該許可に係る移殖をするときは、移殖許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p>	<p>(試験研究等の適用除外)</p> <p>第31条 第5条、第23条第1項、第24条第1項及び第2項、第25条、第26条、第27条第1項及び第2項並びに第28条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。 )による水産動植物の採捕で、かつ、知事の許可を受けたものについては、適用しない。</p>
<p>(試験研究等の適用除外)</p> <p>第27条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。 )のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p>	

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 目的

(3) 適用除外の許可を必要とする事項

(4) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

(6) 採捕の期間及び区域

(7) 使用する漁具及び漁法

(8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 適用除外の事項

(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量

(4) 採捕の期間及び区域

(5) 使用する漁具及び漁法

(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(7) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(8) 許可の有効期間

(9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(削る)

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替へるものとする。

8 第14条の規定は、第1項又は第6項の許可を受けた者について準用する。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 知事は、第1項の規定による許可をしたときは、特別採捕許可証（様式第19号）を交付する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 知事は、第1項の規定による許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。

5 第1項の規定による許可を受けた者は、第3項の規定による特別採捕許可証の記載事項に違反して、水産動植物を採捕してはならない。

6 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)



<p>(削る)</p>	<p>7 第6条第2項の規定は、第1項の規定による許可をずる場合に、第9条第1項の規定は、第1項の規定による許可を受けた者について準用する。</p>
<p>第4章 雑則</p>	<p>(新設)</p>
<p>(漁場又は漁具の標識設置に係る届出) 第28条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられ、建設した者又は設置した者は、その旨を知事に届け出なければならぬ。</p> <p>(削る)</p>	<p>(漁場の標識の建設に係る届出) 第32条 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設を命じられ、建設した者は、その旨を知事に届け出なければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による届出は、漁場標識建設届(様式第20号)によるものとする。</p>
<p>(標識の書換え又は再設置等) 第29条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならぬ。</p> <p>(削る)</p>	<p>(標識の書換え又は再建設) 第33条 前条の規定による届出に係る標識の記載事項に変更が生じ、若しくは当該標識に記載された文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し若しくは毀損したときは、当該標識を建設した者は、遅滞なくこれを書換えし、又は新たに建設しなければならぬ。</p> <p>2 前条の規定は、前項の規定により書換えし、又は新たに建設した場合について準用する。</p>
<p>(添付書類の省略) 第30条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5章 罰則</p>	<p>第4章 罰則</p>

<p>第34条 次の各号の二に該当する者は、6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し、又は併科する。</p> <p>(1) 第5条、第12条、第22条第1項、第23条から第27条第2項まで、第28条、第29条、第30条第6項又は第31条第5項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第11条、第20条第1項、第30条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第31条第4項の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>(3) 第20条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者</p> <p>(4) 第22条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収することができる。</p>	<p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第3条第1項、第19条から第25条まで又は第26条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第6条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(罰則)</p> <p>(3) 第10条第2項、第11条第1項又は第26条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収することができる。</p>
<p>第35条 第9条第1項（第31条第7項で準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第34条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p>第32条 第13条第1項（第27条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第31条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>
<p>第37条 第9条第4項、第10条、第17条第1項若しくは第2項、第30条第5項又は第31条第6項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第34条 第13条第3項（第27条第8項において準用する場合を含む。）、第14条から第16条まで、第18条第1項若しくは第2項又は第27条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>
<p>附 則 (施行月日)</p> <p>1 この規則は、昭和45年6月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の長野県漁業調整規則（以</p>	<p>附 則 (施行月日)</p> <p>1 この規則は、令和2年 月 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の長野県漁業調整規則（以下</p>

「改正前の規則」という。)に基づいてなされた申請、願又は決定は、この規則による改正後の長野県漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)の相当の規定に基づいてなされた申請、願又は決定とみなす。  
(削る)

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

下「改正前の規則」という。)に基づいてなされた申請、願又は決定は、この規則による改正後の長野県漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)の相当の規定に基づいてなされた申請、願又は決定とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第30条第2項の規定によりなされている禁漁区の表示は、改正後の規則第27条第3項の規定により掲示された禁漁区の標識とみなす。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 平成 23 年度野尻湖から関川等へのコクチバス・オオクチバス逸出状況調査

長野県内水面漁場管理委員会 事務局

## 1. 目的

コクチバス、オオクチバスについて逸出防止措置が施されている野尻湖から流出河川等への逸出の有無を確認する。

## 2. 調査日

- (1) 第 1 回 平成 23 年 8 月 23 日 (火) 調査地点：A、B、C、D、E  
平成 23 年 8 月 30 日 (火) 調査地点：E (再調査)、F、G、H
- (2) 第 2 回 平成 23 年 10 月 21 日 (木) 調査地点：A～H

## 3. 調査地点 (地図参照)

地点	水系	水域の詳細	備考
A	池尻川	逸出防止装置施設 下流	
B	御小屋用水	同上	野尻土地改良区 所管
C	小丸山用水	同上	同上
D	池尻川	赤川合流点 上流	
E	池尻川	関川合流点 上流	北信漁協 管内
F	関川	池尻川合流点 付近	関川水系漁協管内
G	関川	国道 18 号の橋 付近	関川水系漁協管内
H	関川	池尻川発電所調整池からの流出水合流点	関川水系漁協管内

## 4. 調査方法

採捕には電気ショッカーを用いた。パルス、電圧は調査水域の状況によって適宜調整した。特に稚魚の採捕に留意して調査を行った。

## 5. 調査機関

### (1) 第 1 回

調査地点 A から E については、北信漁業協同組合 (2 名) の立会いのもとで、長野県水産試験場 (1 名)、長野県園芸畜産課 (2 名) で調査を行った。調査地点 F から H については、関川水系漁業協同組合 (2 名) の立会いのもと、新潟県内水面水産試験場 (3 名)、長野県水産試験場 (2 名)、長野県園芸畜産課 (1 名) で調査を行った。

### (1) 第 2 回

調査地点 A から E については、北信漁業協同組合 (2 名) の立会いのもとで、長野県水産試験場 (2 名)、長野県園芸畜産課 (1 名) で調査を行った。調査地点 F から H については、関川水系漁業協同組合 (1 名) の立会いのもと、新潟県内水面水産試験場 (2 名)、新潟県水産課 (1 名)、長野県水産試験場 (2 名)、長野県園芸畜産課 (1 名) で調査を行った。

6. 採捕状況

A：池尻川（逸出防止装置施設 下流）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
オオクチバス	1	4.8			
コクチバス			18	7.7 ~ 12.0	
コイ	127	4.5 ~ 10.7	96	3.9 ~ 17.2	
フナ	60	3.0 ~ 7.5	58	4.1 ~ 8.7	
ウグイ			9	6.5 ~ 6.8	
アブラハヤ			42	4.8 ~ 8.8	
ドジョウ類	32	3.2 ~ 8.6	36	4.1 ~ 12.2	
ヨシノボリ			26	3.1 ~ 6.5	
モツゴ	20	6.5	1		
エビ類	多数		多数	1.9 ~ 5.9	

B：御小屋用水（逸出防止装置施設 下流）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ			7	3.1 ~ 3.8	
エビ類	多数				

C：小丸山用水（逸出防止装置施設 下流）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
ヨシノボリ	23	2.3 ~ 5.4	18	2.7 ~ 5.6	
エビ類	多数				

D：池尻川（赤川合流点 上流）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
コイ	22	3.7 ~ 12.5	21	4.9 ~ 16.0	
フナ	4	4.3 ~ 5.1	15	4.7 ~ 7.2	
ウグイ	1	15.0	16	3.4 ~ 5.7	
アブラハヤ	47	2.9 ~ 13.8	45	3.5 ~ 11.9	
ドジョウ類	4	4.0 ~ 9.5	5	7.6 ~ 13.2	
ヨシノボリ	2	3.8 ~ 4.9	15	2.6 ~ 5.3	

E：池尻川（関川合流点 上流）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
イワナ			10	12.5 ~ 29.8	
ヤマメ			1	32.0	
コイ	1	8.1	1	10.0	第1回 8/23
	1	7.6			第1回 8/30
アブラハヤ	1	7.3			第1回 8/23
ウグイ	1	11.6			第1回 8/30

F：関川（池尻川合流点 付近）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
イワナ	8	12.3 ~ 21.8	8	15.3 ~ 25.0	
ヤマメ			20	10.3 ~ 20.5	
アブラハヤ	1	7.3	3	11.8 ~ 14.2	第1回 8/23
カジカ	1	11.6	1	10.5	第1回 8/30

G：関川（国道18号の橋 付近）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
イワナ	9	22.1	5	19.1 ~ 26.7	

H：関川（池尻川発電所調整池からの流出水合流点）

魚種	第1回		第2回		備考
	個体数	全長範囲 cm	個体数	全長範囲 cm	
メダカ	1	3.5			

7. 考察

第1回調査でオオクチバス稚魚1尾（全長4.8cm、体高1.1cm）が捕獲され、魚体の大きさから当年度生まれの0歳魚と考えられた。

池尻川に設置された逸出防止網3枚に損傷はなかったが、逸出防止網の最小目合は20mmで、今回逸出したオオクチバスがこの目合を通過することは可能である。

平成23年7月9日に時間雨量35.5mm、7月13日に時間雨量34.0mmの強い降雨があって野尻湖の水位が上昇し、野尻湖周辺での水害防止のため野尻湖から池尻川へ緊急放水があったことから、この放水時にオオクチバス稚魚が野尻湖から逸出し、さらに逸出防止網を通過したと考えられた。

この調査結果を受け、長野県内水面漁場管理委員会では野尻湖漁協に対し、目合 5mm の逸出防止網への交換および逸出したバスの駆除を指導した。

この指導に対し、野尻湖漁協ではただちに交換用網の発注と河川占用許可の変更手続きを行って網の交換を実施し、内水面漁場管理委員会事務局が確認した。

また、野尻湖漁協では確実に駆除を行うため電気ショッカーの購入を決定したが、納品が遅れ、内水面漁場管理委員会の第 2 回調査までに野尻湖漁業協同組合による駆除は実施できなかった。

このため、第 2 回調査では池尻川の調査定点 A で 18 尾のコクチバスが採捕された。これらのコクチバスは魚体の大きさから当年度生まれの 0 歳魚と考えられ、第 1 回調査と同じく 7 月の豪雨により逸出したと考えられた。

第 1 回調査時に逸出防止装置下流の調査水域はヨシの繁茂が激しく、漁獲効率が悪かったが、第 2 回調査では調査水域のヨシが刈られていて漁獲効率が上がったため、第 1 回目調査より多くの外来魚が確認されたと考えられる。

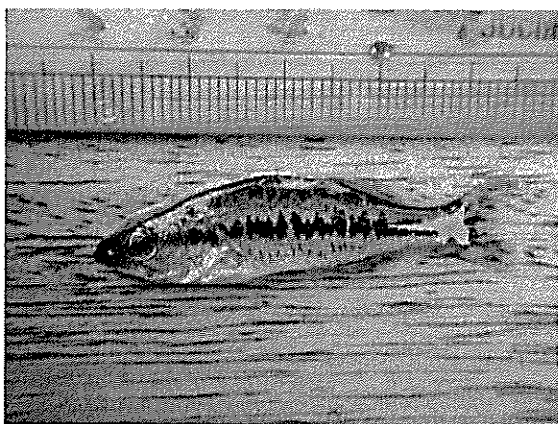
なお、平成 21 年からの調査で全長 1cm のエビ類、2~3cm の魚類稚魚といった小型の個体が数多く捕獲されたほか、これまでにコクチバス稚魚、オオクチバス稚魚が採捕されたことから、電気ショッカーによる調査は水域条件も含め調査方法として適当と考えられる。

#### ○採捕した外来魚

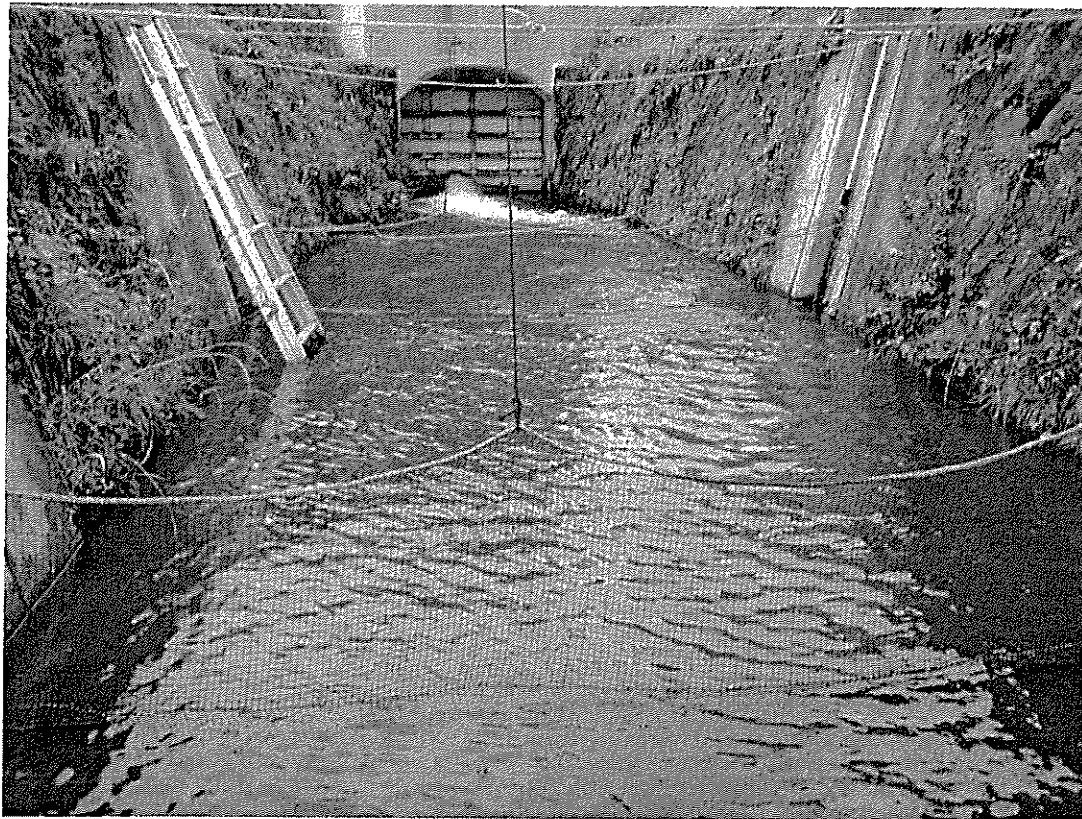
##### (1) 第 1 回調査

オオクチバス 1 尾 (4.8cm、1.3g) コクチバス 18 尾 (7.7~12.0cm、5.9~20.7g)

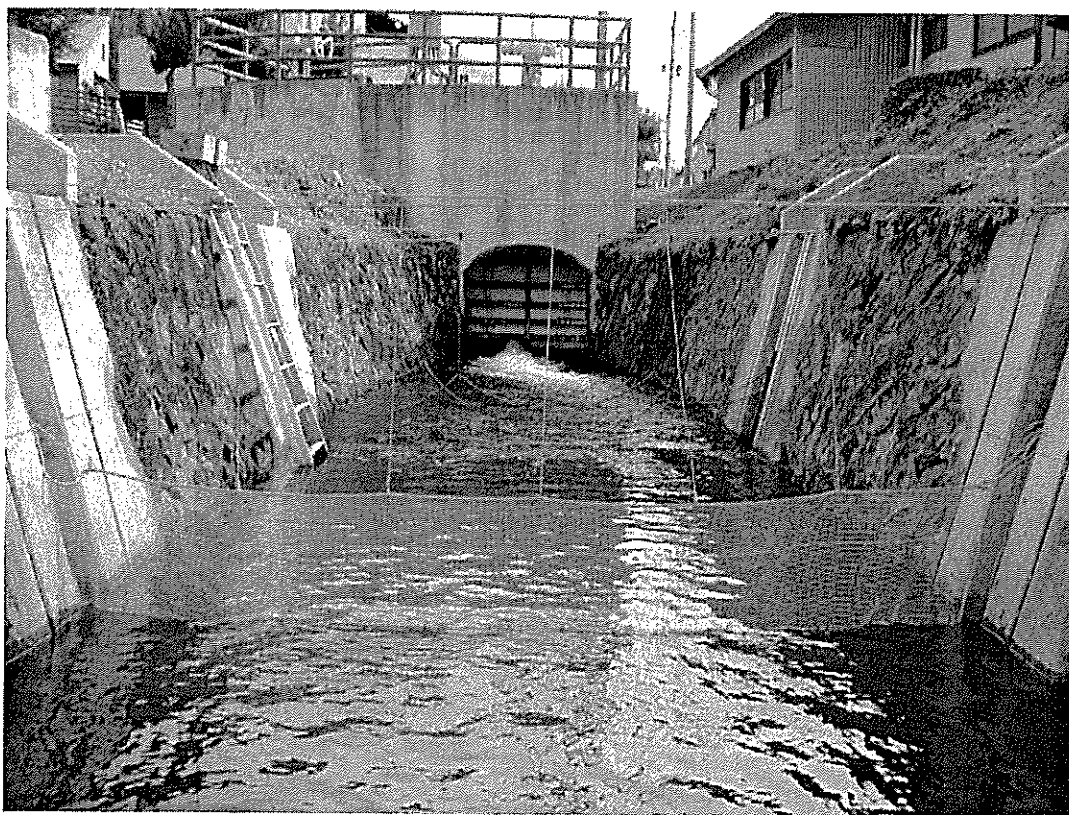
##### (2) 第 2 回調査



○逸出防止網交換前（平成 22 年 10 月 27 日撮影）

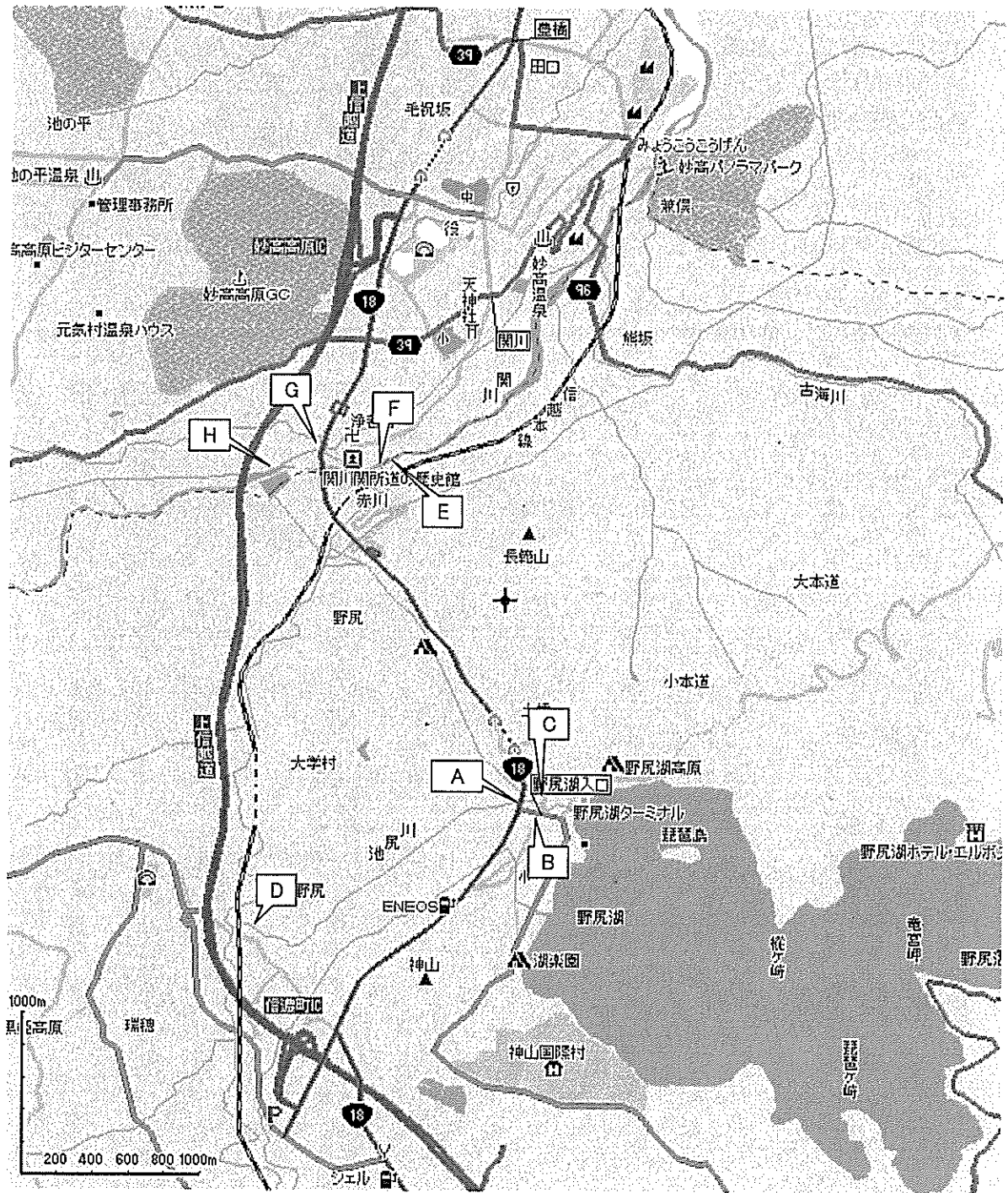


○逸出防止網交換後（平成 23 年 10 月 21 日撮影）





調査地点地図



元園畜第 1246 号  
令和 2 年（2020 年）3 月 3 日

地域振興局長 様

農 政 部 長

遊漁料の審査基準の一部改正について（通知）

このことについて、内水面漁場管理委員会会長から、第 234 回委員会で遊漁料の審査基準（平成 21 年 12 月 28 日付け園畜第 893 号農政部長通知）について審議し、変更することが適当である旨の意見が提出されました。内容を検討したところ、組合員の負担額と遊漁料の間で当該費用が実質的にみて公平に配分されていると判断されることから、審査基準を別紙のとおり一部改正しましたので、管内漁業協同組合に周知をお願いします。

農政部園芸畜産課水産係

担当 小林安男（課長）、上島剛（担当）

電話 026-235-7229（直通）

防災電話 8-231-3084

FAX 026-235-7481

E-mail enchiku@pref.nagano.lg.jp